

February 24, 2025

関税庁、中小企業と小規模事業者を対象に「原産地検証対応支援事業」を実施

I. 概要

関税庁は、2月13日から中小企業及び小規模事業者を対象に「原産地検証*対応支援事業」を開始すると発表しました。

* 原産地検証：輸入国の関税当局が自由貿易協定（FTA）に基づき特惠関税を申請した輸入物品に対し、原産地要件（原産地決定基準、原産地証明書類など）を満たしているかどうかを確認し、原産地要件が満たされていない場合は特惠関税の適用を排除する行政手続き。

II. 事業内容

本事業は、相手国の原産地検証に不慣れな中小企業や小規模事業者が安定的に自由貿易協定（FTA）を活用することによって、輸出競争力を確保できるよう支援するために設けられました。同事業の支援対象に選定された企業には、原産地検証の専門家である関税士が直接企業を訪問し、検証の準備に必要な事項のコンサルティングを行うサービスを支援します。

項目	内容
事業名	・ 2025年度原産地検証対応支援事業
事業期間	・ 2025年2月～11月
支援対象	・ 原産地検証の準備が必要な中小・中堅企業、小規模事業者(約360社)
支援内容	・ 原産地検証対応支援事業に備えて「諮問専門家養成教育」を履修した関税士が企業を訪問し、カスタマイズされたコンサルティングを提供、コンサルティング費用は最大200万ウォンまで企業に支援
選定基準	・ （第1順位）原産地の事後検証の要請が多い国に輸出する企業 ・ （第2順位）原産地検証に脆弱な製品群（例：繊維製品、化学工業製品、調整食品類）を輸出する企業 ・ （第3順位）事業を実施する各税関による独自の選定基準* * 関税庁の推薦を経た「革新プレミアム1000事業」最終選定企業、△小規模事業者の優先選定等

III. 主な内容

1. コンサルティングの主な内容

コンサルティングの主な内容は、①原産地証明書類の作成・保管方法、②原産地検証対応マニュアルの作成方法、③模擬原産地検証及び改善案の導出、④原産地管理システム（FTA-PASS*）の活用、⑤原産地認証輸出者**の認証方法などです。

* 原産地管理システム：原産地判定、証明書の発行、証明書類の保管など、企業が自由貿易協定の原産地管理を簡単かつ体系的に行えるように、関税庁と韓国原産地情報院が開発し、無料で提供するシステム。

** 原産地認証輸出者：関税庁長が認証した輸出者に①原産地証明書の発行権限（韓-EU自由貿易協定、地域的な包括的経済連携協定、韓-英自由貿易協定など）または②機関発行時の提出書類簡素化の便益を与える制度

2. 支援対象及び規模

支援対象や規模は前年と同様ですが、今年は関税庁の推薦を経て金融委員会の「革新プレミアム1000事業」に最終選定された企業に優先的な便益*が与えられ、小規模事業者の場合は選定基準も緩和*して適用されます。

*（優先選定対象）①関税庁の推薦を経て「革新プレミアム1000事業」に最終選定された企業、②小規模事業者

** 原産地証明書（C/O）の発行履歴がなく、直近3年以内の輸出実績のみある企業も申込み可能。

関税庁は昨年、原産地検証対応支援事業を通じて合計361社を支援し、このうち264社が「原産地認証輸出者」の新規認証を受け、FTA原産地証明書の発行時に簡素化された手続きが適用され、189社が「原産地管理システム（FTA-PASS）」を導入し、体系的な原産地管理システムを構築しました。

今年の事業は全国6つの税関（ソウル、釜山、仁川、大邱、光州、平沢）で行われ、企業別のコンサルティング評価等級*と企業規模（前年度売上高基準**）に応じて最大200万ウォンまでのコンサルティング費用が段階的に支援されます。

* コンサルティング評価等級に応じて関税士に支払われるコンサルティング費用が異なり、最高評価等級を受けたコンサルティングに対して支払うコンサルティング費用の上限額は200万ウォン。

** 企業規模別コンサルティング費用支援基準

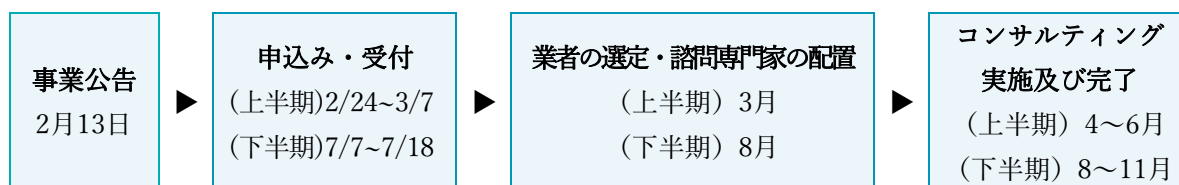
前年度売上高	企業の負担率	企業の負担額
500億ウォン以下	0%	なし
1,000億ウォン以下	20%	最大40万ウォン (200万ウォン×0.2)
1,500億ウォン以下	30%	最大60万ウォン (200万ウォン×0.3)

3. 申込方法

参加を希望する企業は、2月24日（月）から3月7日（金）まで関税庁の自由貿易協定（FTA）ポータルサイト*を通じて申し込むことができ、事業の詳細は関税庁ホームページ、自由貿易協定（FTA）ポータルサイトの公告及びお知らせ、2月18日（火）から20日（木）まで各税関で開催される事業説明会**を通じて案内が受けられます。

* 自由貿易協定(FTA)ポータルサイト：customs.go.kr/ftaportalkor/main.do、関税庁HP：customs.go.kr

** 事業説明会の参加申込み方法は、関税庁の自由貿易協定(FTA)ポータルサイト(お知らせ)をご参照ください。



事業を実施する税関及びオンライン事業説明会の問い合わせ先は以下のとおりです。

実施税関	部署名	電話番号	メール	説明会の日程
ソウル税関	輸出入企業支援センター	02-510-1378	seoulfta@korea.kr	2月19日(水)
釜山税関	輸出入企業支援センター	051-620-6957	busanfta@korea.kr	2月20日(木)
仁川税関	輸出入企業支援センター	032-452-3639	ftaic@korea.kr	2月20日(木)
大邱税関	輸出入企業支援センター	053-230-5182	daegusupport@korea.kr	2月20日(木)
光州税関	輸出入企業支援センター	062-975-8196	ftafta071@korea.kr	2月19日(水)
平沢税関	通関総括課	031-8054-7169	ptfta@korea.kr	2月18日(火) 2月19日(水)

IV. 示唆点

トランプ第2期政権の発足に伴う国際貿易環境の変化などにより、国家間の関税率をめぐる問題は今後も継続的に発生することが予想され、FTA締結率が高い韓国においては、原産地証明書が適正かどうか随時確認することがより一層求められます。輸出物品に対する相手国の原産地検証の結果、原産地要件を満たさないことが判明した場合、取引相手方である海外輸入者は、これまで適用された特惠税率が否定され、莫大な金銭的損失を被る可能性があります。この場合、海外輸入者と国内輸出者の間で責任の所在をめぐる民事紛争が発生する懸念もあります。

このような状況の下、企業においては、FTA及び原産地調査に関する動向と主な問題を把握することで、企業を経営する上で発生し得る不測のリスクを未然に防止し、対応策を講じる必要があります。

* * * * *

法務法人(有限)太平洋は、多数の関税及びFTA、原産地調査事件を代理し、多様な業務経験とノウハウを蓄積しており、関税及び貿易コンプライアンスに関するコンサルティング分野において優れた専門性と豊富な実務経験を有しています。これを基に、クライアントの実務に合わせた解決策を提供しています。

法務法人(有限)太平洋では、セミナー（2月20日開催予定）などを通じて、関税庁の関税調査及び外国為替検査の動向と対応策の情報をクライアントの皆さまにご提供する予定です。関税及び外国為替分野全般に関するお問い合わせがございましたら、お気軽にご連絡ください。

関連構成員

朱成濬（ジュ・ソンジュン）

弁護士

T 02.3404.6517

seongjun.joo@bkl.co.kr

徐承源（ソ・スンウォン）

弁護士

T 02.3404.0964

seungwon.suh@bkl.co.kr

Maria Chang

外国人弁護士（Ohio）

T 02.3404.7589

maria.chang@bkl.co.kr

法務法人(有限)太平洋のニュースレターに掲載されている内容や意見は、一般的な情報提供のみを目的に発行されており、法務法人（有限）太平洋の公式的な見解や何らかの具体的な事案に対する法的意見を差し上げるものではないこと、ご了承ください。ニュースレターに関するお問い合わせは、上記の連絡先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。